工具器具備品　２年～20年
車両運搬具　２年～６年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第90）の減価償却相当額については損益外減価償却累計額として、減損損失相当額については損益外減損損失累計額として、資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

無形固定資産の減価償却の方法については、定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

３．引当金の計上基準

⑴　附属病院の診療債権に係る徴収不能引当金

附属病院における診療債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権については徴収不能実績率により、徴収不能懸念債権等の特定の債権については個別に徴収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上している。

⑵　賞与引当金

翌期以降の運営費交付金以外の財源で措置される教職員への賞与の支払いに備えるため、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上している。翌期以降の運営費交付金により財源措置される役員及び教職員については、賞与引当金は計上していない。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上している。

⑶　退職給付引当金

翌期以降の運営費交付金以外の財源で措置される教職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を計上している。運営費交付金で財源措置される役員及び教職員については、退職給付引当金は計上していない。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第87第４項に基づき算出された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上している。

４．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）としている。

５．たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　最終仕入原価法
医薬品、診療材料　移動平均法による低価法（ただし、当分の間、評価方法は最終仕入原価法による。）

６．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

７．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

無償使用の土地については、使用財産の相続税評価額に10年利付政府保証債の平成29年３月末利回りを参考に0.065％及び使用貸借面積を乗じて計算している。

物品については、当期年間減価償却費相当額を計上している。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付政府保証債の平成29年３月末利回りを参考に0.065％で計算している。

８．リース取引の会計処理

リース総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

リース総額が3,000千円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

９．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式による。

（表示方法の変更）

国立大学法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、貸借対照表の「前受受託研究費等」を「前受受託研究費」及び「前受共同研究費」に、損益計算書の「受託研究費」を「受託研究費」及び「共同研究費」に、「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」に、キャッシュ・フロー計算書の「受託研究等収入」を「受託研究収入」及び「共同研究収入」に、国立大学法人等業務実施コスト計算書の「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」にそれぞれ区分して表示している。

（貸借対照表関係）

１．退職給付引当金

翌期以降の運営費交付金で財源措置される役員及び教職員については、退職給付引当金は計上していない。

運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額　8,805,106千円

２．賞与引当金

翌期以降の運営費交付金により財源措置される役員及び教職員については、賞与引当金は計上していない。

当期の運営費交付金により財源措置されない引当外賞与見積額　645,465千円

３．保証債務

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が国立学校特別会計から承継した借入金に対して行っている債務保証の額　820,704千円

４．担保提供資産及び担保付債務

担保に提供している資産は次のとおり

土地　7,860,414千円

担保付債務は次のとおり

長期借入金　15,489,442千円

５．土地の譲渡に伴う資本金の減少

該当事項なし

６．減損処理

⑴　減損を認識した資産

該当事項なし

⑵　兆候が認められたが認識、測定に至らなかった資産

該当事項なし

７．利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額の累計	6,542,820千円
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	2,780,757千円
利益剰余金に与える影響額（差引き）	3,762,063千円